

農地中間管理機構事業に係る手数料について

令和 6 年 4 月 1 日
公益財団法人 北海道農業公社

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が農地中間管理機構事業（農地中間管理事業及び農地売買等事業）を実施する際に徴収する手数料に関する基本的な考え方、徴収方針及び使途等については、次のとおりです。

記

1 基本的な考え方

- 公社が農地中間管理機構事業を行うに当たっては、今後、事業量の大幅な増加が見込まれることから、業務執行体制を強化するとともに、関係機関・団体の協力の下、業務の効率化や事務処理の迅速化に取り組むこととしています。さらに、公社において本事業を継続的かつ安定的に実施していく観点から、農家負担にも十分配慮しながら、かかる経費の一部に充当するため、手数料を徴収せざるを得ない状況にあります。

【農地中間管理事業】

- 農地中間管理事業については、事業実施に要する経費が国及び道の補助金により賄われることから、手数料は当面徴収しないこととします。なお、将来、補助金が減額されるなど状況に変化が生じた場合には、再び徴収することを検討します。

【農地売買等事業】

- 農地売買等事業については、道の損失補償を受けて買入資金を調達し、また、事業実施に要する経費については、国の補助により一部賄われていますが、人件費や事務所管理費などの業務費や共通管理費が補助対象外となっています。
- こうした状況から、公社においては、補助残や補助対象外経費に充当するための財源を、農用地等の出し手、受け手から手数料として徴収することとしています。なお、将来、事業量の増減や公社の運営状況等によっては、手数料率の見直しを検討します。

2 手数料の徴収方針

- 公社は、買入時に出し手から、農用地等を買入れた際の価格（買入価格）に一定割合を乗じた額を徴収します。
- 公社は、売渡時に受け手から、農用地等を売り渡す際の価格（売渡価格）に一定割合を乗じた額を徴収します。

但し、農用地等を買入後、一定期間貸し付けて売り渡す「貸付タイプ」については、徴収しないこととします。

3 手数料の算定方法

【農地売買等事業】

下記算定では、新たに公社が行う所有権移転登記申請事務に要する経費も含まれます。

区 分	貸付タイプ
出し手	買入価格の2%
受け手	徴収しない 【但し、別途貸付料を徴収】 〔買入価格の1%を貸付〕 期間中、毎年1回徴収

区 分	即売リタイプ
出し手	買入価格の2%
受け手	売渡価格の1%

※手数料には別途消費税がかかります。

4 手数料の使途の詳細

- 業務費
 - ・ 所有権移転登記申請事務に要する経費
 - ・ 租税公課（固定資産税や公社が買い入れる際の登録免許税）
 - ・ 業務委託費（市町村等及びJAとの業務委託契約に基づく）
 - ・ 機械事務費の一部（業務システムの維持管理費）
 - ・ 人件費
 - ・ 事務所管理費の一部 など
- 共通管理費（総務及び管理部門の業務費など）の一部

5 適用時期

- 農地中間管理事業については、令和6年4月以降、公社が新たに借入れを行う案件より適用します。
- 農地売買等事業については、令和6年4月以降、公社が新たに買入れを行う案件より適用します。

6 その他

- 令和6年4月以降、公社が新たに買入れを行う「貸付タイプ」においては、担い手確保経営安定対策事業（売渡代金納入後に行う経営安定助成金の交付）を実施しないこととします。
- 令和6年3月以前に公社が借入れ又は買入れを行なった案件は、従前どおりとします。